○**文部科学省告示第四十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第三十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月八日　　文部科学大臣　林　芳正

別表一　金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
茶室	一棟	下新町一四一番
土蔵	一棟	下新町一四一番

○**文部科学省告示第四十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成三十年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第三十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月八日　　文部科学大臣　林　芳正

別表一中、次の表の上欄に掲げるものを下欄のように改める。

別表一　金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化

上欄			下欄		
種別	員数	所在地	種別	員数	所在地
門	一棟	本多町三丁目五四番	門	一棟	本多町三丁目五三番二

○**国土交通省告示第四百十五号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、株式会社レゾナント・システムズから、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の名称及び住所

新

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４－34－26　鶴　神奈川県横浜市鶴見区平安町２－４－６見千代田ビル

2．変更年月日

平成28年７月１日

○**国土交通省告示第四百十六号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、キャタピラーイーストジャパン合同会社から、指定製作者等の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の名称及び住所

新

キャタピラーイーストジャパン合同会社

旧

キャタピラーイーストジャパン株式会社

2．変更年月日

平成28年10月１日

○**国土交通省告示第四百十七号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、株式会社エムモビリティから、指定製作者等の名称及び氏名を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の名称及び住所

新

株式会社エムモビリティ
代表取締役社長　竹之内常晴

旧

株式会社エムビジュアル
代表取締役社長　清水洋一郎

2．変更年月日

平成28年12月26日

○**国土交通省告示第四百十八号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、ＭＴＵ　Ｊａｐａｎ株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の住所

新

大阪府大阪市北区西天満四丁目14番３号

旧

東京都港区高輪二丁目15番19号

2．変更年月日

平成29年１月７日

○**国土交通省告示第四百十九号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、タカタ株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の住所

新

東京都港区赤坂二丁目12番31号

旧

東京都港区六本木一丁目４番５号　アークヒルズサウスタワー

2．変更年月日

平成29年３月10日

○**国土交通省告示第四百二十号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、㈱ヤマ株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

1．変更する指定製作者等の住所

新

長野県長野市稲里一丁目５番地３

旧

長野県長野市丹波島一丁目１番12号

2．変更年月日

平成28年３月14日

○**国土交通省告示第四百二十一号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、キャタピラージャパン合同会社から、指定製作者等の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十二条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月八日　　国土交通大臣　石井　啓一